

平成27年6月23日

総合評価方式一般競争入札における配置予定技術者の変更について

総合評価方式一般競争入札における配置予定技術者について、次のとおり取り扱うこととします。

1 配置予定技術者の取扱い

施工能力評価点申告書に記載された配置予定技術者について、次の場合に限りに、変更を認めることとします。

(1) 変更を認める場合

新たな配置予定技術者の保有する資格点及び実績点を合算した点数が、入札参加希望申請時の配置予定技術者が保有する資格点及び実績点を合算した点数以上である場合。

(2) 変更を認める期間

入札参加希望申請時から入札締切日時までの間。

(3) 施工能力評価点の取扱い

施工能力評価点は変更しません。施工能力評価点は入札参加希望申請時の点数とします。

2 変更手続き

配置予定技術者を変更しようとする場合は、配置予定技術者変更届（別記様式）及び添付書類を入札締切日時までに経理課契約係窓口へ持参のうえ提出してください。

上記条件が確認できた場合に、変更を認めます。

3 適用工事

平成27年7月1日以降に公告を行う工事から適用します。